



マレーシア2023年度国家予算案スナップショット 持続可能な未来を築くために

2022年10月8日



2023年度国家予算案は、昨年より約11%増のRM3,723億という巨額の予算を計上しました。RM3,723億の内、RM2,723億は管理費、RM950億は開発費、RM50億はCOVID-19基金、RM20億は非常事態貯蓄に割り当てられています。責任ある行動、責任感、改革主義 - 2023年度国家予算案は3つの強力な基礎の上に築かれ、国家の改善と全国民の福祉のために100以上のイニシアチブを実現することを約束しました。これは、パンデミック、世界的な地政学的混乱、世界的な景気後退の余波の中で、歓迎すべき救済措置と言えます。パンデミック後、国内総生産（GDP）の成長率は4~5%と控えめな予想ですが、私は、2023年度国家予算案がもたらすマレーシア経済の回復、企業の回復、そして国民の繁栄について、引き続き楽観的な見通しをしています。



Yee Wing Peng
Chief Executive Officer



はじめに



Sim Kwang Gek
Country Tax Leader

「復興の強化、マレーシア家族の持続可能な社会経済レジリエンスに向けた改革の促進」をテーマとした2023年度国家予算案は、景気回復を促進し、改革を導入し、マレーシア家族のケアに施策の重点を置いています。

2023年度の予算配分はRM3,723億と史上最高額ですが、2023年の収入はRM2,726億に減少する見通しです。一方で、経常支出の減少、補助金漏洩の減少、補助金のターゲット化計画により、財政赤字はGDP比5.8%から5.5%に縮小する見通しです。

以下は特筆すべき配分です。

- 医薬品、試薬、ワクチン、消耗品の調達を含む公共医療サービス強化のためのRM49億。
- 洪水軽減計画を実施するためのRM150億。
- マレーシア家族支援にRM78億。
- 国内観光の促進に、割引、バウチャー、リベートの形でインセンティブを提供するためにRM2,500万。

- Pan Borneo Highway, Gemas-Johor Bahru Double Track Project, ECRL, RTS Link, Central Spine Roadなどの主要インフラプロジェクトを通じて、交通部門にRM165億の投入。

徴税は引き続き政府の歳入に最も貢献しており、総額の75.4%を占めています。これは、2022年と比較して3.7%の増加であり、政府が重要な収入源として税収に大きく依存していることを示しています。電子インボイスや納税者番号（TIN）の導入などの新たな施策により、税務当局が税収を増加させる余地はさらに広がるでしょう。

2023年から特定の納税者を対象に段階的に電子インボイスを導入すること、18歳以上のマレーシア国民および永住権保持者にTINを自動付与すること、すべての書類の印紙税支払にTINの使用を義務付けることは、国際情勢に沿ったものであると言えます。これは、より効率的な税務行政への道を開くものです。政府のシステムと統合された電子インボイス管理システムを持つことは、脱税に取り組み、課税漏れを減らし、税の透明性を高めるための強力なツールとなり得るのです。

2023年度国家予算案では、2050年までにネット・ゼロを達成する政府の取り組みを示すため、炭素回収・貯留（CCS）活動や電気自動車充電設備の製造を行う企業に対するグリーン投資を奨励する新たな税制優遇措置を提案しています。

また、カーボンプライシングメカニズムを検討しつつ、炭素税を導入する政府の意向も発表されました。炭素市場、持続可能性、気候変動に関する地域ごとの動向を考慮し、より全体的な枠組みが展開されることを予想します。

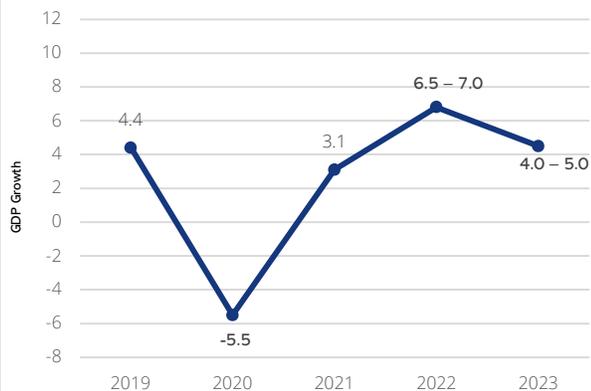
国民にとって、年間課税所得がRM50,001~100,000の個人所得税率が2%引き下げられることは歓迎すべき提案であり、これらの層にとって可処分所得が増加することになります。2%の減税は徴税額の減少をもたらしますが、節約されたお金は消費の増加という形で経済に還元されるため、その影響は最小限にとどまるはずで

全体として、2023年度国家予算案は、国民の福利を守りつつ、財政再建と経済回復の強化のバランスを取ろうとするものです。2022年第2四半期のマレーシアの経済成長率8.9%は、東南アジアで最高のパフォーマンスであり、世界的な逆風にもかかわらず、成長の勢いが続くことが予想されます。マレーシアがエンデミックへの移行をしていく中で、マレーシア家族の精神を取り入れ、より強く、より明るい1年になることを期待しましょう。

2023年度国家予算案 主要財務指標一覧

GDP成長率

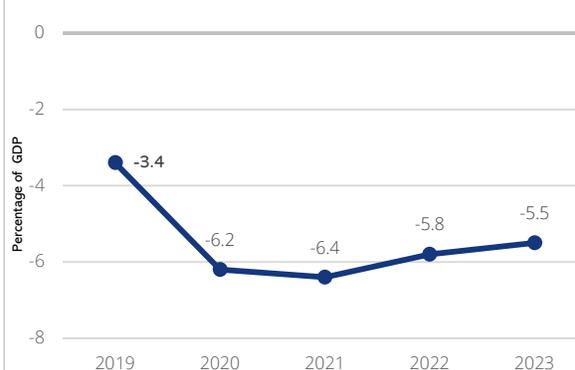
COVID-19のパンデミックの結果、2020年のマレーシア経済は5.5%縮小した。2020年末には経済回復の兆しが見え始め、2021年には3.1%の成長を記録した。この勢いは今後も続き、2022年のGDP成長率は6.5%から7%、2023年は4%から5%と予測される。



Year	GDP (constant 2015 prices)	
	RM (million)	% Change
2019	1,423,952	4.4
2020	1,345,144	-5.5
2021	1,386,738	3.1
2022	1,476,919	6.5 - 7.0
2023	1,539,026	4.0 - 5.0

財政赤字

政府が様々な国民支援策や企業向け景気刺激策で支出を行ったため、財政赤字の対GDP比は2019年の3.4%から2020年は6.2%、2021年は6.4%と増加した。2022年の財政赤字は5.8%に縮小し、2023年は5.5%に若干改善すると予想される



Year	財政赤字	
	RM (million)	% GDP
2019	-51,498	-3.4
2020	-87,645	-6.2
2021	-98,742	-6.4
2022	-99,483	-5.8
2023	-99,070	-5.5

総収入に対する税収の割合 - 直接税・間接税別の内訳

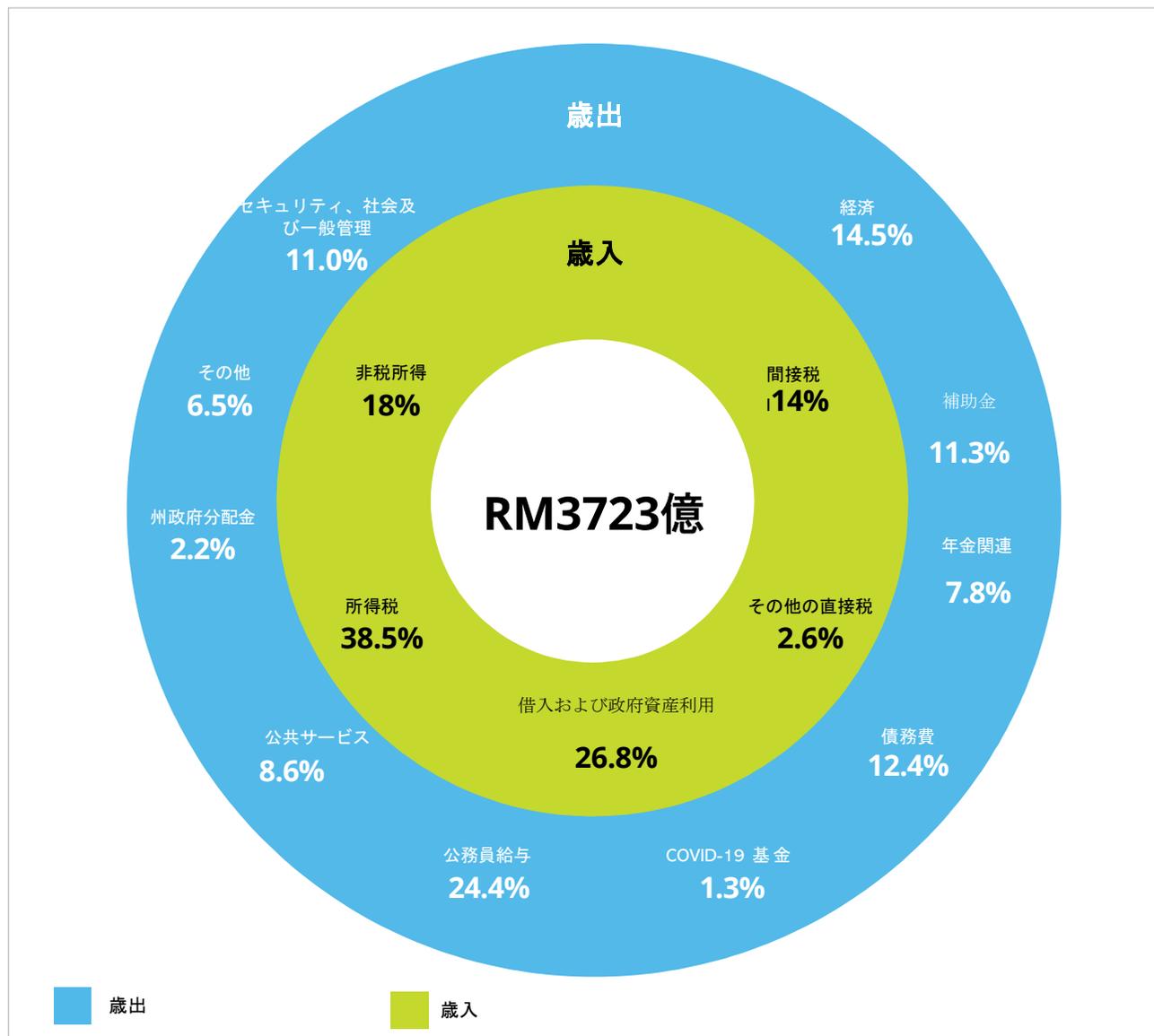
徴税は、連邦政府全体の収入に大きく寄与している。直接税は、間接税と比較して総収入のより大きな割合を占めており、2019年から2023年にかけて総収入の50%以上を占めている。



Year	直接税		間接税		税収以外		総収入	
	RM (million)	% Change						
2019	134,723	3.6	45,843	4.1	83,849	42.5	264,415	13.5
2020	112,511	-16.5	41,887	-8.6	70,677	-15.7	225,075	-14.9
2021	130,116	15.6	43,588	4.1	60,048	-15	233,752	3.9
2022	147,206	13.1	51,021	17.1	86,990	44.9	285,217	22
2023	152,392	3.5	53,191	4.3	66,987	-23	272,570	-4.4

Sources: Ministry of Finance - Economic Reports

2023年度国家予算案 歳入及び歳出



	2022	2023
財政赤字 (% of GDP)	5.8%	5.5%
連邦政府収入	RM2,852億	RM2,726億
経常支出	RM2,847億	RM2,723億
開発支出	RM712億	RM943億
COVID-19 基金への割当	RM288億	RM5億

2023年度国家予算案へのコメント



法人税最低税率（GMT）に関する声明は、世界の税制エコシステムの一翼を担うというマレーシア政府のコミットメントを示すものです。この最新の動きは、マレーシアがGMTを実施するかどうかという疑念を晴らすものです。以上のことから、マレーシアに本社を置く企業を含め、影響を受ける多国籍企業（MNC）は、2024年が近づいた今、行動を起こす必要があります。GMTの影響を理解した上で、必要なデータを作成できるように会計システムを整備し、その後テストをする時間が必要です。早期の準備により、GMTが多国籍企業の業務やキャッシュフロー管理に与える影響の不確実性を軽減することができます。

Tan Hooi Beng
Deputy Tax Leader



グリーンテクノロジー優遇措置の延長、電気自動車に関する優遇措置、CCS活動を行う企業への優遇措置は、ESGを達成し、2050年までにカーボンニュートラルを目指すという政府のコミットメントを示しています。マレーシアが地域事業や高付加価値活動を誘致することを望んでいるため、プリンシパルハブと国際貿易センターの優遇措置の延長は大歓迎です。ホテルや特定の観光プロジェクトに対する新しい再投資控除は、従来それは製造業や特定の農業部門に提供されてきたものであることから、斬新な提案です。これはマレーシアの観光産業の回復を支援するために不可欠な改修や改良を確実に促進するでしょう。

Tham Lih Jiun
Global Investment and Innovation
Incentives (Gi³) Leader



個人所得税の観点からは、2023年度国家予算案は多様化した国民に対応する広範なものといえます。それは、現在の国民生活上の課題を解決するのに役立つでしょう。

Ang Weina
Global Employer Services Leader

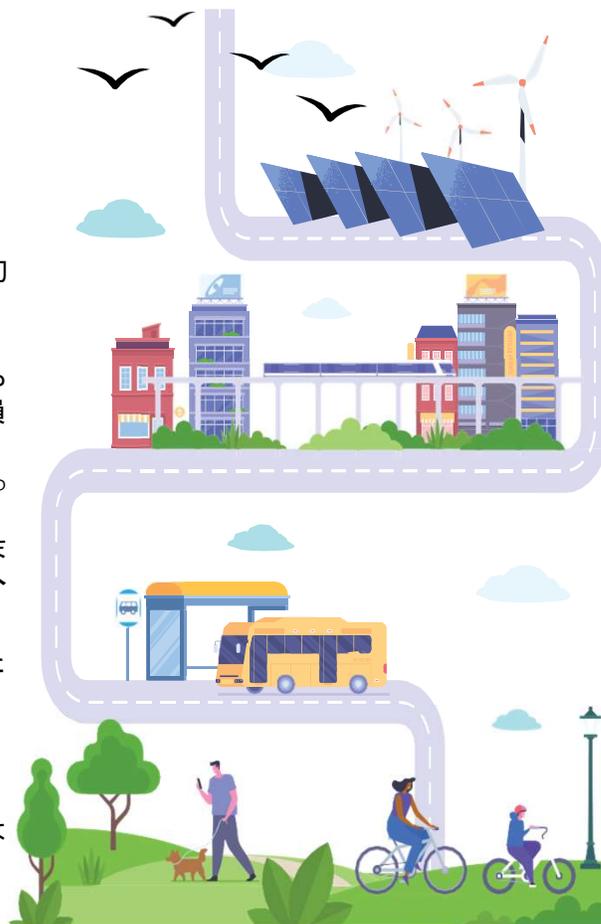


関税とSSTの増収を増やすための目立った対策がないため、マレーシア税関（RMCD）は目標収入を達成するために調査取締活動を強化すると予想されます。

Tan Eng Yew
Indirect Tax Leader

法人税

- 2024年に法人税最低税率(GMT)及び適格国内ミニマム課税(QDMTT)導入
- 賦課年度2023年から零細・中小企業(Micro, Small and Medium Enterprises、MSME)の課税所得の最初のRM100,000に対する税率が17%から15%に引き下げ
- 準備期間の長いセクター（森林プランテーションや水力発電プロジェクト等）の企業が未消化の事業損失を繰り越せる期間が現行の10年から20年に延長
- テクノロジーベース企業及びMSMEによるACE,LEAP市場への上場費用の現行の損金算入（最大RM1.5百万）が賦課年度2023年から2025年の3年間延長。また、テクノロジーベース企業のBURSAメイン市場への上場費用にも適用が拡張
- マレーシア証券委員会に承認、許可又は預託された持続可能で責任ある投資に関するSukukの発行費用の損金算入は5年間（賦課年度2023年から2027年まで）付与
- 賦課年度2023年から賦課年度2025年まで、商用車以外の電気自動車のレンタル費用の損金算入上限はRM300,000



印紙税

- 2024年までに、全ての証書審査料及び印紙税支払いはStamp Assessment and Payment Systemを通じてオンラインで行う
- 2023年1月1日以降、夫婦間、親子間、祖父母孫間でのマレーシア国籍者が受け取る不動産譲渡証書の印紙税はRM10
- 2023年12月31日までRM500,001からRM1,000,000の不動産譲渡証書及び不動産購入融資契約に対する印紙税免除を50%から75%に引き上げ
- 融資契約の条件緩和、返済繰延に対する印紙税全額免除を2年間延長（2023年1月1日から2024年12月31日の間に締結した契約）
- 印紙税固定額RM10の対象を専門学校レベル（教育/スキル/専門家）を含むあらゆる教育訓練機関履修のための教育ローン/奨学金契約に拡大。2023年1月1日以降締結の教育ローン・奨学金契約より適用





優遇税制

- 以下の優遇税制の期限延長

事業活動	延長年数	
造船及び船舶修理産業	5年	2023年1月1日から2027年12月31日までにMIDAが受理した申請
知的財産開発		
医薬品製造業		
プリンシパルハブ3.0		
国際貿易センター	3年	2023年1月1日から2025年12月31日までにMIDAが受理した申請
高付加価値活動を行う、マレーシア国内の新設または既存の航空宇宙関連企業		
医療ツーリズム		
電気電子産業の移転に関する優遇税制	2年	2024年まで
エンジェル投資家による投資	3年	2024年1月1日から2026年12月31日までにMOFが受理した申請
国内および外国人観光客向けパッケージツアーの運営	1年	賦課年度2023年まで
民間ヘルスケアサービスの輸出	3年	賦課年度2023年から2025年まで
食品製造プロジェクト	3年	2023年1月1日から2025年12月31日までにMAFIが受理した申請。さらに優遇税制は環境保全型農業による農業プロジェクトにも対象が拡大される。
BioNexus資格の会社	2年	2023年1月1日から2024年12月31日までにマレーシアバイオテクノロジー開発公社が受理した申請。さらに法定所得の免税は70%から100%へ引き上げられる。



- マレーシア刑務所管轄のヘンリーガーニー校、社会福祉局に登録された保護リハビリ機関やケアセンターの収容者及び過去の収容者に対して支払った報酬も賦課年度2023年から賦課年度2025年まで対象とするよう損金対象範囲を拡大
- 今年期限となる経済コリドーの優遇税制は改善の上でさらに2年間延長
- GITA及びGITEの適格グリーン活動に対する優遇税制は、段階別基準に改正
 - GITAについて、ソーラー事業はITA60%、ソーラー事業以外(蓄電システム等)はITA100%
 - GITAおよびGITEについて、一部の事業については優遇税制期間を3年から5年に延長
 - 優遇税制申請期間は2024年1月1日から2025年12月31日までにMIDAが受理した申請とし、2年延長
- EV充電設備製造業
 - 賦課年度2023年から2032年まで法定所得の100%が免税
 - 5年間のITA100%とし、各賦課年度の法定所得の100%と相殺可能
 - 2022年10月8日から2025年12月31日までにMIDAが受理した申請が対象
- 所得税法第34条(6)(h)の控除は、スマート人工知能型(AI)自動回収機への寄付やスポンサー活動も、2023年1月1日から2024年12月31日までにMOFが受理した申請が控除対象
- 二酸化炭素回収・貯留(CCS)
 - 自社でCCS活動を行う会社は以下の対象とする。
 - 10年間の適格資本支出の100%について法定事業所得と相殺できるITA、及び
 - 活動開始前5年間に発生した損金算入可能な費用の損金化
 - CCSサービスを行う会社は以下の対象とする。
 - 10年間の適格資本支出の100%について法定事業所得と相殺できるITA、又は、
 - 法定所得の70%について10年間免税
 - CCSサービス利用で発生したフィーの損金算入
 - 2023年1月1日から2027年12月31日までにMOFが受理した申請が対象
 - 損金算入は賦課年度2023年から2027年まで法人税申告書を通じて行う。



- 賦課年度2023年から賦課年度2027年まで、1スターから5スターのホテルおよび特定の観光プロジェクト(テーマパークおよび会議場)に対し、連続5年の再投資控除(RA)導入
- 閉鎖型の養鶏を行う納税者は、賦課年度2023年から2025年までに発生した適格資本支出について、加速度償却(ACA)100%および適格資本支出と同額の所得税免税を付与
- 自動化設備の定義は、insustry 4.0適用に使用する設備も含むように範囲拡大。自動化に対する優遇税制範囲は、農業も含むように範囲拡大。優遇税制対象の資本支出上限はRM1,000万に増額して統一。優遇税制は2023年1月1日から2027年12月31日までにMIDAおよびMAFIが受理した申請が対象
- ホテルが購入したマレーシア製の手工芸品について、2023年1月1日から2023年12月31日までに発生した費用は、特別な損金算入(RM500,000上限)



間接税

- 自社でCCS活動およびCCSサービスを行う会社は、2023年1月1日から2027年12月31日まで、CCS技術の設備について輸入税と売上税が免税
- BioNexus資格の会社の原材料/構成品および機械/設備に対する輸入税免税は、マレーシアバイオ経済開発公社が2024年12月31日までに受理した申請まで延長
- 輸入税/売上税免税のための真正な造船/船舶修理業者資格の申請は、MOFが2023年1月1日から2027年12月31日までに受理した申請まで延長
- 個人所有のエグゼクティブタクシー、TEKS1M、空港タクシー(バジェット、プレミア、ファミリー)の売却、所有権移転、処分に対する物品税および売上税の免税
- 2023年1月1日から2024年12月31日まで、「観光客用レンタカー」および観光バスとして使用する旅行業用車両で、国内で組立てられた新車の購入に対し、物品税50%免税
- 国内で組立てられたエアコンバスに対する売上税免税は、2024年12月31日までに2年延長
- 電気自動車のCBU輸入に対する輸入税及び物品税免税は、2024年12月31日までに延長
- 2023年12月31日まで、電気自動車輸入の許可(Approved Permit)のフィー免除
- 2022年8月1日から2025年7月31日まで、国内の非銀行デジタル決済サービス業者が提供する、銀行/金融関連のデジタルサービスに対するサービス税免税
- 2023年から2027年までの5年間、ニコチン代替療法製品の輸入税および売上税免税
- たばこ及びアルコール製品の密輸対策を強化
- 2023年1月1日から2024年12月31日までにMOFが受理した申請について、製作後事業、スタジオ、映画館を含む映画製作用設備の提供者及び製作サービスに対し、スタジオおよび映画製作用設備の輸入税および売上税免税





個人所得税

- 所得税率の変更
 - 居住者個人の所得税率は、RM50,001からRM70,000の課税所得範囲では13% から11%に、RM70,001からRM100,000の課税所得範囲では21%から19%に2% 引き下げ
 - RM250,001からRM400,000の課税所得範囲は、RM400,001からRM600,000の課税所得範囲と統一し25%の適用
- 離職から復帰した女性は、賦課年度2023年から2028年まで個人所得税が免除される。
- 登録された保育所又は幼稚園への支払いに対する現行のRM3,000の所得控除は賦課年度2024年度まで延長される。
- 賦課年度2023 年から、現行の生命保険料に対するRM3,000 の所得控除が任意のEPF 拠出にまで適用される。
- Skim Simpanan Pendidikan Nasional (「SSPN」) への純預金に対するRM8,000の現行の所得控除は、賦課年度2024 年まで2年間延長される。
- エクイティクラウドファンディングを通じてスタートアップ企業に投資する個人に対する税制上の優遇措置は、有限責任パートナーシップノミニー会社を通じて個人が行う投資にも適用されるように拡大されている。対象投資期間は、2024 年1月1日から2026年12月31日までの3 年間延長される。
- 賦課年度2023年から、現行のRM8,000の医療費に対する所得控除が拡大され、最大RM1,000までの歯科検査と治療が含まれるようになる。
- マレーシアに移転する電気電子セクター企業の経営幹部に対する15%の固定税率は、賦課年度2024 年まで延長される。
- COVID-19検査に対するRM1,000の現行の所得控除は、賦課年度2023 年からマレーシア保健省によって承認された研究所で実施される検査を含むように拡大される。





その他

- 所得税法Schedule 3 の「プラント」の定義は、ソフトウェアを含むように修正される。
- 政府は炭素税を導入する予定であり、カーボンプライシングメカニズムの実現可能性を調査する。
- マレーシア国立映画開発公社 (FINAS) の下でのTabung Komuniti Filem 及び Pembangunan Filem Kenegaraan への寄付に対する控除
- 基礎レベルでのスポーツ開発に関与する非政府組織 (NGO) への寄付に対する控除
- Akaun Amanah bagi Rawatan Penyakit Jarang Jumpa への寄付に対する控除
- Company Limited by Guaranteeとして登録されている非営利病院は、慈善目的で発生した費用に相当する額が所得税免除となる。非営利病院に寄付した寄付者には、最大10%の控除が適用される。



行政

- 2023 年から段階的に、一部の納税者を対象とした IRB による電子インボイスが実装される。
- 2023 年から18歳に達したマレーシア国籍者又は永住者にTINが自動的に割り当てられる。TIN は、全ての書類および証書の印紙税支払に使用することが義務付けられる。
- 賦課年度2024 年から、税金は電子的に支払う必要がある。

略称

Accelerated Capital Allowance	ACA
Carbon Capture and Storage	CCS
Corporate Income Tax	CIT
Global Minimum Tax	GMT
Green Investment Tax Allowance	GITA
Green Income Tax Exemption	GITE
Inland Revenue Board	IRB
Income Tax Act 1967	The Act
Income Tax Return Form	ITRF
Investment Tax Allowance	ITA
Malaysian Investment Development Authority	MIDA
Micro, Small and Medium Enterprises	MSME
Ministry of Agriculture and Food Industries	MAFI
Ministry of Finance	MOF
Pioneer Status	PS
Qualified Domestic Minimum Top-up Tax	QDMTT
Ringgit Malaysia	RM
Reinvestment Allowance	RA
Royal Malaysian Customs Department	RMCD
Tax Identification Number	TIN
Year of Assessment	YA

お問合せ

Business Tax Compliance and Advisory



Sim Kwang Gek
Managing Director
kgsim@deloitte.com
+603 7610 8849



Chan Mark Keat Jin
Japanese Services Group
Executive Director
marchan@deloitte.com
+603 7610 8966

Japanese Services Group

統括	渡 喬 (Takashi Watari)		Director	twatari@deloitte.com
Audit	西山 直志 (Naoyuki Nishiyama)		Manager	nnishiyama@deloitte.com
Tax	秋元 啓孝 (Hiroyuki Akimoto)		Senior Manager	akimoto@deloitte.com
Financial Advisory	大倉 淳二 (Junji Okura) ※シンガポール駐在		Director	juokura@deloitte.com
Risk Advisory	楯下 翔太 (Shota Sugishita)		Senior Manager	shsugishita@deloitte.com
Consulting	油屋 就介 (Shusuke Aburaya)		Director	shaburaya@deloitte.com



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Malaysia

In Malaysia, services are provided by Deloitte Tax Services Sdn Bhd and its affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.